

役員報酬等規程

社会福祉法人のぞみ福祉会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人のぞみ福祉会（以下、「法人」という。）の役員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事の報酬)

第3条 理事長及び理事が職務を執行した対価として報酬を支払う。

(支給額)

第4条 支給額は、月額 2,500 円とする。

(報酬の計算期間と支払日)

第5条 報酬の計算期間は、1日から末日までとし、報酬支払い日は翌月25日とする。ただし、その日が土曜日に当たるときはその前日とし、日曜日に当たるときはその翌日とする。

- 2 理事が、報酬計算期間の途中において、就任、退任したときは、特に定めのあるほか、日割計算にて報酬を支給する。
- 3 新たに理事となった者には、その日から報酬を支給する。
- 4 理事が退任したときは、その日まで報酬を支給する。
- 5 理事が死亡したときは、その月まで報酬を支給する。

(端数の処理)

第6条 この規程による理事の報酬額の算出金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

(報酬の支払い方法)

第7条 報酬は、通貨で直接理事本人に支払う。ただし、本人の同意がある場合は、銀行その他の金融機関の本人名義の口座へ振込により支払うことができる。

(監事の実費弁償費)

第8条 監事が理事会または評議員会に出席したときは、交通費の実費を支払うことができる。

- 2 監事が理事会または評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、交通費の実費を支払うことができる。
- 3 交通費の実費については、理事会または評議員会への出席等、監事の業務にあたった当日に、通貨で直接監事本人に支払う。

(適用除外)

第9条 法人の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第10条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

(実施期日)

この規程は、平成29年4月1日より適用する。